いる。 啓発として実施している。 に対し手術の必要性を認識してもらうための み出している状況がある。本事業は、 のだが、その意識がまだ十分に浸透しておら で対象者を決定している。本来、不妊去勢手 の負担) 結果として飼うことのできない犬猫を牛 飼い主の飼育責任として実施すべきも 例年二倍程度の申し込みがあり、 の不妊去勢手術費用の助成を行って 飼い主 抽選

❷─狂犬病予防事業

病予防注射の促進を図るものである。 の登録(生涯一回)と年一回(毎年) この事業は、狂犬病予防法に基づく飼い犬 の狂犬

登録等を行うこととしている。 犬病予防注射を受け、保健所衛生課において の注射会場以外では、もよりの動物病院で狂 年度は、市内三百二十九カ所で実施した。こ に注射会場を設けて実施している。平成十 送付すると共に、四月には地域の町内会館等 して「狂犬病予防注射のお知らせ」ハガキを 登録頭数は、十一万千七百八十二頭である。 市民の利便性を考慮し、 平成十一年度、本市内における飼い犬の総 毎年、 飼い主に対

発生はなく、世界でも数少ない狂犬病の清浄 強く望まれる。 においても世界の多くの国々で発生してお 国であるといえる。しかし、 我が国では、 飼い犬の登録と狂犬病予防注射の励行が 海外から侵入してくる可能性は非常に高 昭和三十二年以来、 狂犬病は、 狂犬病の 現在

一番犬センター事業

け等の適正飼育普及啓発業務を保健所と連携 めに訓練したモデル犬の模範演技によるしつ 処分(譲渡を含む)、 し実施している。 畜犬センターは、犬の保護・収容、引取り、 返還及び普及啓発のた

2 地域における犬猫等の課題

大について

⑦糞の被害

よう啓発を続けているがなかなか守られな いないと処理していかないとの声もある。 い。処理する用具を持っていても、 ニール袋等を持ち、糞は持ち帰って処理する 犬を散歩や運動させる際には、スコップやビ て、糞尿による被害が数多く寄せられている。 飼い主が判明している場合には、 前出、表―3の犬に関する苦情件数におい 保健所の 人が見て

らの飼い主に対する指導は難しい。 保健所を通して市民に無料配布している。 ては、「犬のふんは飼い主が持帰り始末しま 職員が直接飼い主に対して指導しているが しょう」との糞の始末啓発プレートを作製し、 犬及び飼い主は特定できず、 道路や公園に糞だけが残存するのみで 対応とし 保健所か

⑦公園等でのリード(引き綱)なし散歩・

例により従前から義務づけている。しかし、 の時であってもリード等で係留することと条 公園等で放して運動させている飼い主があ 危険という苦情が寄せられている。 咬傷事故の防止のため、犬は、 他の公園利用者や周辺住民等から怖い、 散歩・運動

> 場合は、 ない。リードがあっても、犬を制御できない 体にも心にも傷を負わせることにもなりかね 飼い主がいる。高齢者等では、咬傷事故でな くとも転倒しての骨折など重篤になる場合も 故を発生させる可能性があることを考えない 犬が本来持つ習性から、思いがけない咬傷事 を追いかけ捕らえる狩猟本能や防御本能など な方もいることを理解しようとしない。 夫」と意に介さない飼い主がいる。犬の苦手 はおとなしい」「絶対に咬まないから、 保健所の指導に際しても、「うちの子 また、幼児では、一生涯にわたって身 放し飼いと同様に危険となる。

得ることがドッグラン設置の前提条件になる らざるを得ない。飼い主が高いマナー意識を のではなかろうか。 十分な管理体制を自ら構築し、 分でない現状では、 ナー意識の低い方々が多く、犬のしつけも十 があがっている。しかし、飼い主としての させることができる犬専用の運動・訓練場 「ドッグラン」の設置について地域から要望 咬傷事故や周辺からの苦情を防止する 囲いの中でリードを付けず犬を運動 設置については慎重にな 地域の合意を

平成11年度

333

0 -猫について

事例では、まず、猫を安易に捨てる一部飼 だから、ノラ猫に餌を与えてはいけない」 し、トラブルになる場合がある。このような する声が地域であがる一方、餌を与えている てしまい頭数が増え、糞尿汚染等で迷惑する。 「ノラ猫に餌を与えるから、 「餌を与えないことは虐待にあたる」と 地域に居着

表7 猫に関する	苦情等(内容	字別)件数	
	平成9年度	平成10年度	平成11年度
糞·尿	2,108	2,292	2,163
臭気·羽毛	818	748	621
鳴き声	159	117	109
身体·器物被害	411	454	370
不適切な取扱い・虐待	531	593	81
収容に関する相談*			2,623
その他	1,920	1,702	653
計	5,947	5,906	6,620

たため空欄となっている。

猫の引取り、収容頭数

飼えなくなった猫引取り頭数

飼い主不明猫収容頭数 負傷の猫収容頭数		4,953	5,730 403	4,932 422
		427		
計	٠.	5,823	6,485	5,687
表—9	猫の処分	(譲渡を含む) 頭	数	
		平成9年度	平成10年度	平成11年度
安楽死処分頭数		5,460	6,169	5,371
飼育用譲渡頭数		363	316	316
計		5.823	6.485	5 687

平成9年度

443

平成10年度

352

努力をする必要があると考える。を与える人達も、ただかわいそうと餌を与える人達も、ただかわいそうと餌を与えるだけでなく、頭数を増やさないための不妊るだけでなく、頭数を増やさないための不妊を与える人達も、ただかわいそうと餌を与えを明正の無責任な態度を改める必要があるが、餌

題はないと言われている。

ている。

❸─その他の動物について

近年、多種多様な動物が、ペットとして販売飼育されているが、特に爬虫類がブームとなっている。「動愛法」においても虐待又はなっている。「動愛法」においても虐待又はなっている。「動愛法」においても虐待又は性・生態・成長後の大きさ等に応じた飼育環性・生態・成長後の大きさ等に応じた飼育環での整備や逸走防止等を図ったうえで飼育すべきである。不適正な飼育は危険であるし虐くなりかねない。

3 | 今後の対応

― 適正飼育の普及啓発

るかが問われている。そこで「動愛条例」で題を解決するために、適正飼育をいかに進めこれまで述べてきた動物に関する苦情等課

推進することを意図している。 責務等について定め、適正飼育の普及啓発をは、特に、動物の飼い主及び動物取扱業者の

応じた運動をさせることなどを新たに規定し置、人への危害の防止及び犬の発育状況等にいる。また、犬の飼い主に対しては、糞の処逃げ出した動物は自ら探すことなどを求めてないよう適切に不妊去勢手術等を行うこと、ないよう適切に不妊去勢手術等を行うこと、まず、飼い主については、飼い主としてのまず、飼い主については、飼い主としての

主任者を置くよう規定している。
主任者を置くよう規定している。
主任者を置くよう規定している。
主任者を置くよう規定している。
主任者を置くよう規定している。

さらに指定動物の販売者に対して、購入者の飼養許可制度の説明と購入者の住所、氏名等の届出を義務づけていることから、行政による指定動物の飼養状況の把握が可能となり、飼育者への指導を効率的に行うことがでり、飼育者への指導を効率的に行うことがでいる。

❷─動物の愛護及び管理に関する普及啓発

来感染症の調査研究機能等を併せもった啓発猫の適正飼育や愛護意識の普及啓発、動物由猫の変法」や「動愛条例」等に基づく犬・

の拠点施設を核として解決に努力していきた家庭で飼育される動物の諸問題について、そ拠点の整備が望まれている。年々多様化する

| 本制の構築 | 大規模災害時における犬猫等動物の救護

大規模災害の発生時に、被害を受けた市民関係機関との支援体制等について継続して検制を整備する必要がある。平成十二年度から、制を整備する必要がある。平成十二年度から、付いるが、動物救護活動の拠点(用地)確保、いるが、動物救護活動の拠点(用地)確保、いるが、動物救護活動の拠点(用地)確保、いるが、動物救護活動の拠点(用地)確保、いるが、動物救護活動の拠点(用地)を保護を対している。

今後、人と動物との関係の変化に伴い生じてくる様々な市民ニーズに柔軟な対応を心がな市民にも理解されるような普及啓発を「動変条例」で定めた動物愛護推進員など市民の協力を得ながら実施すること、また、飼い主や動物取扱業者等に対して実効性のある適正や動物取扱業者等に対して実効性のある適正に規定されている本市の責務を果たすことに規定されている本市の責務を果たすことに規定されている本市の責務を果たすことに規定されている本市の責務を果たすことに規定されている本市の責務を果たすことに規定されている本市の責務を果たすことに規定されている本市の責務を果たすことに規定されている本市の責務を果たすことに対している。

係長>